

昨年10月1日から適用「ステマ規制」の要点解説

ステルスマーケティング規制への対応

景品表示法における規制の概要をご紹介し、具体的な事例の検討を交えながら
適正な広告表示のためのチェックポイントをご説明いたします。

セミナー内容： SNSを中心に広告戦略が多様化し、インフルエンサーなどを利用したマーケティングも拡大する中、昨年10月からステルスマーケティングに対する初めての法規制が始まりました。ステルスマーケティング、いわゆる「ステマ」とは広告であることを隠した広告のことで、今回の規制は広告主を対象とした規制であるため企業法務実務において注目を集めています。消費者庁の運用基準をふまえて、具体的にどのような広告施策が法規制の適用を受けるのか事例検討を通じてご説明します。

参加申込： 下記メールアドレスに必要事項（御芳名、貴社名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス）をご記入の上、送信ください。



日程 3月26日（火）

時間 15：30～16：30

会場 心齋橋周辺 ※参加者様には後日詳細をお知らせいたします。

料金 無料

※3月12日（火）までにお申込みください。

講 師

代表弁護士 室谷 光一郎
弁護士 平 井 希 依

【代表弁護士】一橋大学卒業、メディア業界で実務経験の後、大阪大学ロースクールを経て弁護士登録、2014年に室谷総合法律事務所開設。最高裁で逆転勝訴となりました最高裁平成25年12月10日決定（性同一性障害の「父子」認定）の申立代理人を務めました。「LGBTsの法律問題Q&A」「セクシュアル・マイノリティQ&A」執筆。ドラマ「リーガルハイ」「リーガルV」等、映画「Dr.コトー診療所」の法律監修。

E-MAIL murotanisougou@murotani-law.jp

TEL 06-6535-7340

URL <https://murotani-law.jp>

※弊社HPの「メールでのお問い合わせ」
フォームから必要事項を記載の上、申し込みもいただけます。

